

資料 2

「病床数の配分について」

○病床配分に関する考え方及び配分案について	1
○ヒアリング審査の結果	4
○関係機関への意見照会結果	5
・（一社）奈良県病院協会	
・大和高田市	
・橿原市	
・御所市	
・香芝市	
・葛城市	
・高取町	
・明日香村	
・上牧町	
・王寺町	
・広陵町	
・河合町	

病床配分に関する考え方及び配分案等について

1. 病床配分の基本的考え方

- ①中和医療圏において、保険医療機関指定取消処分されたことによる不安定な状況を解消する必要がある。
 - ②事前協議の募集にあたって「評価対象項目」を提示。
 - ③評価のポイントとして
 - ・救急医療体制が整備されている計画は、評価する。なお、病床の整備に伴い新たに年間1,000件以上の救急搬送の受入れが可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。
 - ・平成25年10月1日から診療を開始する場合は高く評価する。
 - ・平成25年10月1日から診療を開始できない場合であっても、保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は評価する。
- を示して事前協議を募集。
- ④審査基準を定め、事前協議者に対するヒアリングを実施
 - ⑤ヒアリングにより審査員が各事前協議者の計画内容を評価
 - ⑥審査員の評価結果を受けて県で病床配分案を作成
 - ⑦配分対象の病床数は、奈良県保健医療計画に定めた医療圏のうち、基準病床数に対して、既存の病床数が下回る見込のある中和医療圏の288床の範囲内とする。

2. 現在の状況について

- ・平成25年6月20日付けで東朋香芝病院の保険医療機関の指定取り消し処分は、同年10月1日から発生する予定であったが、執行停止が決定したことにより、処分の取り消し訴訟の第一審判決言い渡し後60日が経過するまで、処分の効力は停止することとなっている。
- ・処分の執行停止は、裁判所が国の処分を確定的に取り消したわけではなく、地域から実質的に病院がなくなり、医療に空白の生じる可能性が高い状況は変わらない。
- ・処分の取り消し訴訟の第一審判決の時期は明確でなく、見通しが立たない状況で不安定な状況が続いており、地域での救急をはじめとする医療体制に空白を生じないように、早急に後継医療を担う医療機関を決定する必要がある。

3. 事前協議内容の確認について（主に実現性）

①社会医療法人 平成記念病院

- ・回復期リハビリテーション病床を増床する計画。
- ・同一医療圏内にある関連病院の平成記念病院において、新たに1000件以上の救急搬送を受ける計画。
- ・用地は確保済みであり、平成23年度に配分を受けた69床の新病院建設の建物の内容を一部変更する計画。
- ・当初予定していた計画から、新たな建築工事（病棟の増築）は伴わないので、実現可能と考えられる。

②医療法人 A

- ・現在の東朋香芝病院の施設を譲り受ける内容については、相手方との協議が整っていないため、既存保有医療施設を21床増床し、香芝市内に267床の新病院を建設する計画。
- ・内容としては、一旦21床増床して、267床の新病院建設までの救急対応を行うという評価できる内容である。
- ・現時点では、用地の確保ができていないので、実現可能かどうか判断することができない。また、「譲り受け」か「新病院建設」のどちらの計画内容になるかの判断もできないため、今回の配分の対象からは除外する。

4. ヒアリングによる評価（中和医療圏における病床整備計画審査会）

ヒアリング評価の結果

委員名	社会医療法人 平成記念病院		医療法人 A	
	総合評価 (A~C)	コメント	総合評価 (A~C)	コメント
審査員A	C	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療にとっては必要と判断するが、今回の要望に直接的に込んでいるわけではない。 ・東朋香芝病院の職員の受入は限定される。 ・回復期病床を増やすことを通して、急性期(救急)医療を充実させる方策に取り組まれていることは評価できる。 ・急性期、回リハの患者であれば受入可能。 ・新たな救急患者は、関連の平成記念病院で受ける。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の具体性がないため評価不能。 ・香芝の医療を保てることは評価できるが、不確定要素が多すぎる。 ・東朋香芝病院の施設譲渡については現時点で不可。 ・21床増床のみの対応は不可。 ・場所の確保は未定(新設部分)。
審査員B	C		—	
審査員C	B~C		C	
審査員D	B		C	
審査員E	C		C	
審査員F	B		—	

両法人へのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・東朋香芝病院の真のストップが決定した時点、あるいは状況に変化があった時点で再審査するしかないのでは。 ・いずれにせよ、このままの状態ではいけないので、動きが出てくるまでに交渉・準備・計画の具体化を進めていただきたい。 ・裁判が結審する前に、ぜひ増床を認めてそれを前提に計画を練り直すべき。
-----------	---

5. 東朋香芝病院が有している機能について

① 288床の内訳

- ・ 一般病棟 94床
- ・ 障害者施設等 60床
- ・ 回復期リハビリテーション病棟 60床
- ・ 医療療養病棟 74床

② 救急搬送の受け入れ状況

- ・ 現在は、約2200人の救急患者を受け入れている。
- ・ なお、香芝・広陵消防組合からの受け入れは、約1000人である。

6. 「社会医療法人 平成記念病院」への病床配分について

① 救急医療体制の確保について

東朋香芝病院が受け入れている救急患者の半数以上は香芝市・広陵町以外から搬送されている状況にあることから、同じ中和医療圏内にある平成記念病院で新たに1000件以上の救急搬送の受け入れが可能となれば、東朋香芝病院の救急医療体制の一部を担うことができると判断できる。

② 回復期リハビリテーション病床について

回復期リハビリテーション病床の
医療圏別人口10万人あたり病床数
(単位：床)

医療圏	当初見込 (※1)	H26.6見込 (※2)
奈良	39	86
東和	111	111
西和	87	87
中和	42	60
南和	0	0
県全体	61	78

(※1) 東朋香芝病院が廃止された場合
(※2) H24配分済病床数を考慮

- ・ 東朋香芝病院が廃止されると、中和医療圏では回復期の病床が他の医療圏と比較して少ない状況になるため、配分して増やす意味がある。
- ・ 回復期リハビリテーション病床を増やすことによって救急搬送の受入患者数の増加に資すると表明している。

③ 病床配分について

保険医療機関指定取消処分が発生する時期も不明確であり、医療に空白の生じる可能性が高い状況が続いている中、東朋香芝病院の「救急医療体制」と「回復期リハビリテーション病床機能」の一部を担うことができると見込まれる医療法人平成記念病院に対し、47床の病床を配分する。

ヒアリング評価の結果

項目	評価の区分	社会医療法人 平成記念病院						医療法人 A					
		審査員A	審査員B	審査員C	審査員D	審査員E	審査員F	審査員A	審査員B	審査員C	審査員D	審査員E	審査員F
東朋香芝病院への対応	(A、C～E)	E	D	E	E	E	E	E	D	E	E	E	E
計画実施時期	(A～C)	C	C	C	C	C	C	C	-	C	-	-	C
開設地域について	(A～C)	C	C	C	C	C	C	-	-	A	-	C	-
医療圏内の医療資源配置のバランス	(A～D)	C	B	C	C	C	C	B	-	A	-	C	-
救急搬送患者の受け入れ体制	(A～D)	C	D	D	C	C	D	B	-	D	C	C	-
東朋香芝病院との関係	(A～C)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
法令遵守	(A～D)	B	B	A	A	A	A	A～C	C	A	C	C	A
医療従事者の確保計画	(A～E)	C	C	C	C	C	C	-	C	D～E	-	C	-
他の医療機関等との連携	(A～E)	C	D	C	C	C	C	-	-	D～E	-	C	-
奈良県保健医療計画に定める施策の推進	(A～C)	C	B	B～C	B	C	B	C	-	C	B	-	B
5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療のうち、当該病院が取り組む項目数		0	3	2	1	1	0	2	0	1	1	1	1
その他(総合評価)	(A～C)	C	C	B～C	B	C	B	C	-	C	C	C	-
総合評価 (※自由評価)													



奈病協第62号
平成25年9月2日

奈良県医療政策部長 殿

一般社団法人 奈良県病院協会 会長



「病床の整備計画について（意見照会）」に対する回答について

平成25年8月12日付け、地医第15号の3により意見照会がありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

今回の中和医療圏における病床の整備に当たっては、奈良県がより良質な医療提供体制の整備の観点から公募により募集を行われた方針、すなわち、

- 1 救急医療をはじめとして地域の医療提供体制に空白が生じないこと。
- 2 保険医療機関の指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保すること。

等を基本に、選定されることを希望いたします。

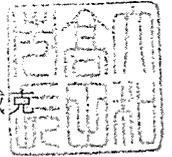
以上

病床の整備計画について(意見照会)

平成25年8月29日

奈良県知事 荒井正吾様

大和高田市長 吉田誠克



標題の病床の整備計画について、意見の照会が奈良県医療政策部長よりありましたので、以下のとおり意見書を提出いたします。

第1 意見書

去る平成25年6月21日付で奈良県知事に対しまして、「中和・西和保健医療圏(西部地区)に於ける救急医療体制維持についての要望書」を提出いたしましたが、その要望の趣旨を踏まえた奈良県の募集基準に基づき、参加申込があったのは、9医療機関で、そのうち事前協議書の提出があったのは、2医療機関でした。

本市としましては、しっかりした経営基盤を有し、適正な病院運営を行うことができる医療団体の選定をお願いします。また、現状の中和医療圏内の救急医療を含む医療体制の維持、更には充実していただけるよう望みます。

第2 意見書の理由

奈良県が募集した条件は、中和医療圏(大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町)で、288床の病床数を満たし、かつ、年間1,000件以上の救急搬送の受入れが必須とされています。また、平成25年10月1日から診療を開始する場合は、高く評価し、平成25年10月1日から診療を開始できない場合であっても、保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は、高く評価するとされています。

受入件数が現状と乖離すれば、本市に於ける救急医療が維持できないばかりではなく、周辺市町村の医療機関への患者の搬送が急増し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制に大きな負担をかけることとなります。

また、現在の東朋香芝病院の地域性を考慮して、本市を含めた中和・西和保健医療圏の救急医療体制の維持ができる医療機関を選定していただきたいと考えています。

さらに、療養病床の入院患者においても、他病院・他施設への短期間における転院等は、現状から極めて困難であります。

本市といたしましては、医療機関として「第1 意見書」の実行が担保され、また、医療機関の医師不足が問題となっている現状も踏まえ、中和医療圏の救急医療体制の充実も視野に入れた、実績・経験が豊富で、経営規模が大きく安定している医療機関を選定していただきたく上記の意見を申し述べます。

樞健増第7151号の2
平成25年 8月30日

奈良県医療政策部長 殿

樞原市長 森下 豊



病院の整備計画に関する事前協議について（回答）

平成25年8月12日付、地医第15号の3お呼び8月26日付、追加資料により意見照会がありましたので、下記のとおり回答いたします。

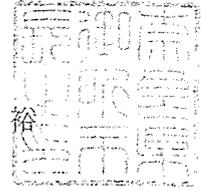
記

貴職より概要、事業計画書等提出のあった内容については、特段の異議はありません。

平成 25 年 9 月 2 日

奈良県知事 荒井正吾様

御所市長 東川裕



病床の整備計画について(意見書提出)

標記の件について、意見の照会が奈良県医療政策部長よりありましたので、下記のとおり提出いたします。

記

第1 意見書

去る平成 25 年 6 月 21 日付で、奈良県知事に対しまして、「中和・西和保健医療圏(西部地区)に於ける救急医療体制維持についての要望書」を提出いたしましたが、その要望の趣旨を踏まえた奈良県の募集基準に基づき、参加申込があったのは、9 医療機関で、そのうち事前協議書の提出があったのは、2 医療機関でした。

本市としましては、確固とした経営基盤を有し適正な病院運営を行うことができる医療団体の選定をお願いします。また、現状の中和医療圏内の救急医療を含む医療体制を維持し、更には充実していただけるよう望みます。

第2 意見書の理由

奈良県が募集した条件は、中和医療圏(大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町)で、288 床の病床数を満たし、かつ、年間 1,000 件以上の救急搬送の受入れが必須とされています。また、平成 25 年度 10 月 1 日から診療を開始する場合は高く評価し、平成 25 年 10 月 1 日から診療を開始できない場合であっても、保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は、高く評価するとされています。

受入件数が現状と乖離すれば、周辺市町村の医療機関への患者の搬送が急増し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制に大きな負担をかけます。

また、現在の東朋香芝病院の地域性を考慮して、本市を含めた中和・西和保健医療圏の救急医療体制が維持できる医療機関を選定していただきたいと考えています。

さらに、療養病床の入院患者においても、他病院・他施設への短期間における転院等は現状から極めて困難であります。

本市といたしましては、医療機関として「第1 意見書」の実行が担保され、また、医療機関の医師不足が問題となっている現状も踏まえ、中和医療圏の救急医療体制の充実も視野に入れた、実績・経験が豊富で、経営規模が大きく安定している医療機関を選定していただきたく上記の意見を申し述べます。

平成25年8月30日

奈良県知事 荒井正吾様

香芝市長 吉田弘明

奈良県の病床の整備計画についての意見書

残夏のみぎり、貴職おかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、標題の整備計画につきまして、平成25年8月26日付け事務連絡にて意見の照会が奈良県医療連携課長よりありましたので、以下のとおり意見を述べます。

第1 意見の趣旨

去る平成25年6月21日付で貴職に対しまして、「中和・西和保健医療圏(西部地区)に於ける救急医療体制維持についての要望書」を提出致しましたが、その要望の趣旨に基づき、現行の東朋香芝病院の救急医療体制及び療養病床の確保についてその実績及び機能を継承し、確実に履行可能な病院を整備して頂きたいと存じます。

第2 意見の理由

現在においても、東朋香芝病院は月間200人を超える救急患者を受け入れている現状があります。平成24年においても2,300件の救急患者受入(搬送)実績があります。

貴職が病院の公募を実施されましたが、その条件として救急患者の受入を年間1,000件が可能な病院とされており、また、療養病床の設置条件においても具体的な数値は示されておりません。

本市に於きましては救急搬送の時間が東朋香芝病院以外の場所(県立三室病院、恵王病院：実績で東朋香芝に次ぐ受入実績)では1.5倍以上掛かり、病状により手遅れになる危険性が生じると考えます。また本市に於ける救急医療が維持できないばかりでなく、周辺市町村の病院への患者の搬送が急増し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制に大きな負担をかけることとなります。

療養病床の入院患者においても他病院・施設への短期間における転院等は高齢患者には現状から極めて困難であります。

さらに6月以降、東朋香芝病院に委託しておりました本市における保健福祉サービスが停滞し、市民の不安、不満も増大が見られます。

よって、本市と致しましては、病院として、「第1 意見の趣旨」の実行が担保され、また、10月以降の空白の期間を出さず安定した医療体制が維持されることを最優先に望むところで実績・経験が豊富で、経営規模が安定している病院(医療機関)を速やかに選定して頂きたいと存じます。

以上、意見として申し述べます。



葛 第 2049 号
平成25年9月4日

奈良県医療政策部長 様

葛城市長 山下 和弥



病床の整備計画についての意見書について

平成25年8月12日付地医第15号の3により照会のあった標記の件について、別紙のとおり意見書を提出します。

病床の整備計画についての意見書

標記の件については、平成25年6月21日付で近隣の4市4町の首長により、「中和・西和保健医療圏（西部地区）に於ける救急医療体制維持についての要望書」を奈良県知事に提出したところですが、近畿厚生局により平成25年10月1日付で医療法人気象会東朋香芝病院に対する保険医療機関の取消処分を行うこととされたことにより、当該保健医療圏内の自治体における保健・福祉・医療行政推進への大きな障害となることや地域住民の生活に多大な混乱、不安を引き起こすことが容易に予測できるため、公募の方針で示されていることですが、後継となる医療機関の設置、指定につきまして考慮いただきますよう次のとおり意見を申し述べます。

①計画実施時期について

「保険医療機関の取消処分が行われる平成25年10月1日から診療を開始する。」ことを遵守されたい。

②評価対象項目として年間1,000件以上の救急搬送の受入を必須条件とし、それを超える件数に応じて評価することとされていますが、実情は管内合計で3,785人の実績があることや、当該病院には療養病床が74床あり長期にわたる入院患者が多くなってきていることから、救急搬送の受入体制が現状に照らして十分なものであるか、また、療養病床の確保が図られているかについて精査されたい。

③保険医療機関の指定処分を受けた病院の患者に対する医療の確保や医療従事者の確保が図られているか精査されたい。

④将来にわたって安定した病院経営が行われ、住民が安心して良質かつ適正な医療サービスを提供できる後継の医療機関を設置してもらいたい。

高保セ第48号
平成25年 8月30日

奈良県医療政策部長 様

高取町長 植村家 忠



病床の整備計画について (回答)

平素は、高取町保健福祉行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、平成25年8月12日付け 地医第15号の3 で意見照会がありました標記の件につき
ましては特に意見はありません。

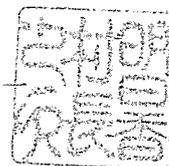
高取町住民福祉課保健センター
TEL : 0744-52-5111
FAX : 0744-52-3351

明 健 第249号

平成25年9月2日

奈良県医療政策部長 殿

明日香村長 森川裕



病床の整備計画について（回答）

このことについて、意見等はありませんのでよろしく申し上げます。

上生第 748 号

平成25年9月2日

奈良県医療政策部長 殿

上牧町長 今 中 富 夫



病床の整備計画についての意見書

平成25年8月12日付け、地医第15号の3をもって意見照会がありましたことについては、下記のとおり意見を述べます。

記

住民の地域医療を守ることは、現在の救急医療体制及び療養病床の確保、その実績及び機能を継続し、確実に履行可能な病院だと思えます。

また、受入件数が現状より減少しますと周辺市町村の病院への搬送が増え各市町村の救急体制に大きな負担になると思えますので、選定に際しては、地域の住民生活に混乱・不安を引き起こさないように選定をお願いします。

以上

王保健第 422 号

平成25年9月11日

奈良県医療政策部長 殿

王寺町長 平井 康之



病床の整備計画について (回答)

平素から王寺町保健事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。
地医第15号の3で意見照会のありました標記の件について、下記のとおり回答しますのでよろしく願いいたします。

記

中和医療圏の医療機関として、現病院と同規模程度の救急の受け入れをしていただきたい。

以上

広保第580号

平成25年8月30日

奈良県知事 荒井 正吾 様

広陵町長 山村 吉由



病床の整備計画について (回答)

平成25年8月12日付・地医第15号の3及び同月26日付・事務連絡において照会のありましたことについては、下記のとおりです。

記

審査段階にある申込者にあつては、本町として何らの意見もありませんが、当初「平成25年6月21日付・中和・西和保健医療圏（西部地区）に於ける救急医療体制維持についての要望書」に記載させていただいた内容を踏まえて、地域医療体制に空白期間を設けないようご配慮を賜り、引き続きよろしくお取りはからいいただきますようお願いいたします。

広陵町 生活部保険年金課

TEL 0745-55-1001

河 保 七 第 7 号
平成 25 年 8 月 28 日

奈良県医療政策部長 殿

河合町長 岡 井 康



奈良県病床の整備計画について（回答）

平素は、地域医療の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成25年8月12日付けをもって意見を求められた病床の整備計画について、下記のとおり提出します。

記

病床数の確実な確保と現行と変わらぬ診療体制を構築され、周辺の地域医療に影響を与えないようにお願いします。

以上